

介護事業者の事故対応

正確な事故状況を確認せずに家族に謝罪したら

—事故直後の事故報告はすぐに検証—

■「私の不注意で転倒させてしまった！」という事故報告

Sグループホームでは歩行に危険の無い利用者連れて、週に1回近くの公園に散歩に出かけています。職員2名で3名の利用者連れて、ゆっくり30分ほどかけて歩いています。散歩は気分転換になり、利用者は良く眠れるようになると好評です。ある時、Mさん(75歳・女性)が平らな道路で突然躓いて、道路脇の生垣に倒れこみました。2メートルほど先を歩いていた職員があわてて駆け寄ると、Mさんは、垣根の木の枝で顔を切って出血していました。職員はすぐに施設に「私の不注意でMさんを転倒させてしまいました。申し訳ありません。病院に行くので車をお願いします」と連絡を入れ、車を要請して受診しました。Mさんは顔面を8針縫うケガとなり、駆けつけてきた家族に、施設長が「この度は職員の落ち度で大変申し訳ありませんでした」と謝罪しました。その後、保険会社に事故報告と賠償金の請求をすると「今回の件は、自立歩行の利用者の偶発的な転倒であり、施設に過失があるかどうかの判断は難しい」と言われてしまいました。

職員の事故報告を鵜呑みにしてはいけない

■本当は偶発的な事故だった

このMさんの事故に対する対応の問題点は、転倒事故の現場にいた介護職員が簡単に「私の不注意で転倒させてしまった」と発言したことで、施設側の過失と思いついてしまったことです。本来、事故発生直後に事故状況を厳密に検証した上で、施設側の過失の有無を慎重に判断すべきだったのです。

具体的には、「その日のMさんの歩行機能」「Mさんが転倒した直接の原因」「転倒時の職員の歩行介助の有無」などの観点から、この転倒事故が「防ぐべき事故だったのにその義務を怠ったのかどうか？」を判断しなければなりません。

もし、Mさんのその日の歩行機能が低下していて、常に注意が必要であったり、転倒場所に段差があるのに職員が何らの援助も行わなかったために転倒したのであれば、過失になるかもしれません。しかし、逆にMさんの歩行機能に支障が無く、段差もない場所で転倒したのであれば、偶発的な事故になります。このように、事故の過失の有無を迅速に判断することは、その後の適切な対応に必要なことですが、平常時から、Mさんの転倒防止にはどの程度の安全配慮が必要なのかを意識しておくことも重要です。

また、事故が発生した時は、施設サービス計画書を確認することも重要です。計画書に外出が明記されていれば、基本的には家族も散歩で外出することを了解したことになるからです。

■歩行が自立している利用者への外出時の安全配慮とは？

では、Mさんのように歩行が自立していて、外出にも転倒の危険が低い利用者に対しては、どのような転倒防止のための安全配慮が求められるのでしょうか？外出時に転倒の危険が顕著である利用者であれば、付き添って絶えず転倒防止に対する援助をしなければなりませんし、歩行介助の必要性がある場所では、どのような歩行介助を行うのかその方法や職員の立ち位置なども問題になります。また、外出を行うこと自体が不適切とされるかもしれません。

しかし、外出時にも転倒の危険がほとんど無いとされる、歩行が自立した利用者に対しては、「利用者の自立を妨げない範囲で、障害物や交通状況などの歩行環境の安全に対して、一般的な注意を払っていれば足り、万一の転倒に備えて絶えず転倒防止の配慮を行う必要は極めて低い」と考えられます。少しでも危険があるものをすべて制限してしまうと、Mさんの日常生活動作の維持と言うケアプランが、実現できなくなってしまう事も考えられます。



発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882